

令和3年度介護サービス事業者集団指導

【共通事項】

隠岐広域連合介護保険課

※令和3年度島根県介護施設等集団指導資料より抜粋

<目次>

1. 令和3年度介護報酬改定で経過措置が設けられている事項（P3～P6）
2. 事務負担軽減のための取組み（P7～P8）
3. その他（P9～P10）

1. 令和3年度介護報酬改定で 経過措置が設けられている事項

＜原則、全サービス共通＞

(感染症対策の強化) ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

- ◆介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。
 - ・「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」等に取り組むこと。

(業務継続に向けた取組の強化) ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

- ◆感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、「業務継続に向けた計画等の策定」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」を義務付ける。

<参考> 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

⇒BCPを解説する動画やサービス種別ごとの留意点なども掲載されていますので、ぜひご覧ください。
また、国が示すBCPのひな形を島根県ホームページや厚生労働省HPに掲載されておりますので、作成にあたっては参考にしてください。

（認知症への対応力向上に向けた取組の推進） ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

＜人員基準上で資格を有しない者が想定されていない訪問系サービス（訪問入浴を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く、全サービス共通＞

◆介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、「認知症介護基礎研修」を受講するための措置を義務付ける。 ⇒新入職員（中途採用職員）については、入職から1年間の猶予期間を設ける。

【認知症介護基礎研修受講の義務付けとならない資格】

看護師 / 准看護師 / 介護福祉士 / 介護支援専門員 / 実務者研修終了者 / 介護職員初任者研修終了者
生活援助従事者研修 / 介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程1級・2級課程修了者 / 医師 /
社会福祉士 / 歯科医師 / 薬剤師 / 理学療法士 / 作業療法士 / 言語聴覚士 / 精神保健福祉士 /
管理栄養士 / 栄養士 / あん摩マッサージ師 / はり師 / きゅう師 等

（ハラスメントの防止のための取組の推進）

※中小企業（資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員が100人以下の企業）の場合は令和4年4月1日から義務化

◆職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【事業者が講ずべき措置の具体的内容】

- a.事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 ⇒ ハラスメントに関する方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- b.相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備 ⇒ 相談に応じる担当者をあらかじめ定め、相談窓口を設置し、労働者に周知すること

(虐待防止のための取組の推進) ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

◆事業所の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）において、「虐待の防止のための措置に関する事項」を盛り込まなければならない。

◆虐待の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- a.虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること
- b.虐待防止のための指針を整備すること
- c.介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること
- d.虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2. 事務負担軽減のための取組み

＜令和3年度報酬改定において示された事項＞

(利用者への説明・同意等に係る見直し)

◆利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明及び同意について、以下の通り見直しを行う。【省令改正・通知改正】

- ◆書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
⇒電子署名や同意の意思をメール等で示された場合、それらの保管により書面による署名・押印に代えることができる。
<参考> 法務省HP (押印についてのQ&A)
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

(運営規程等の掲示に係る見直し)

◆介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等を備え置くことも可能とする。【省令改正】

(員数の記載について) ※介護老人保健施設及び介護医療院を除く

◆運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、人員基準を満たす範囲内において、「〇〇人以上」と記載することも可能とする。また、運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、変更の届出は年1回で足りることとする。(現行通り)

3. その他

(特定福祉用具販売)

令和3年12月8日に行われた第204回社会保障審議会介護給付費分科会において、排泄予測支援機器が特定福祉用具販売の種目として追加されることが認められました。